

令和7年9月30日

郡市区等医師会長 様

大阪府医師会長
加納 康 至
(公印省略)

「かかりつけ医機能報告制度にかかる研修」に関する研修について（補足）

9月26日に開催いたしました郡市区等医師会長協議会において、G-MISに報告する「かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無」に関して、「有」と報告するには、MAMISにて承認を受ける「かかりつけ医機能報告制度にかかる研修」（座学研修+実地研修、それぞれ必須で合計10単位以上）でなければならないとの趣旨で説明を申し上げたところです。

その後、改めて日本医師会に確認しましたところ、「当該項目に報告可能な研修を別に示すまでの間、報告者がかかりつけ医機能に関係すると考える任意の研修」を修了することで「有」と報告することも可能との回答がございました。

具体的に現時点では、「日医かかりつけ医機能研修制度応用研修」「地域包括診療加算・地域包括診療料に係るかかりつけ医研修」やその他の研修の修了でもG-MISに研修修了者「有」と報告することが可能ですが、多くの先生の場合、MAMISにおける「かかりつけ医機能報告制度にかかる研修」の修了申請が可能ですので、この機会に本申請を行われることをおすすめいたします。

なお、修了されていない方は、G-MISに「修了者無し」と報告することも可能です。

おって、G-MISへの報告に係る詳細は、厚生労働省より令和7年度中に「かかりつけ医機能報告マニュアル（仮称）」を発出予定とのことです。

(事務局) 大阪府医師会
地域医療課 (制度に関すること) : 06-6763-7012
学 術 課 (研修に関すること) : 06-6763-7006